

令和元年度 野田市関宿斎場指定管理者管理運営状況調書

担当課 市民課

評価基準	評価項目	指定管理者 自己評価	担当課評価	特記事項
利用者の平等利用が確保されること	①平等利用確保への取組	B	B	
施設の効用（設置目的）が最大限発揮されるものであること	①サービス向上のための取組状況	B	B	
個人情報の適切な保護が図られていること	①個人情報保護のための取組	B	B	
緊急時の危機管理体制が確立されていること	①緊急時の危機管理への取組	B	B	
	②要望、苦情への取組	B	B	
現金の取扱い等の経理処理が適切に行われていること	①現金の取扱い	B	B	
管理経費の縮減が図られるものであること	①指定管理に係る収支見込について	B	B	
	②経費縮減のための取組	B	B	
地元住民の雇用、物品及び役務の調達に際して、地元業者へ配慮すること	①地元住民の雇用及び地元業者への配慮	B	B	
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	① 人員配置について	B	B	
	②職員の指揮監督・管理体制について	B	B	
	② 人材育成の取組状況	B	B	

総合所見

施設の利用者に対するサービスの提供については、関宿斎場においては葬祭業者を通じての利用が多い状態が続くなか、葬祭業者との円滑なコミュニケーションを図り、また高齢者、障がいのある方、子供連れの方にも不便を感じさせない対応をするなど、各職員とも公平、公正な対応に努めている。

経年劣化により主に空調機器等の不具合が連続して発生しているが、速やかな相談と、修繕に至るまでの対処を適切に行い、利用者への影響を最小限にとどめる努力をしている。また、施設修繕の相談については野田市斎場と同様、昨年度よりも増加しており、関宿斎場を管轄するエリアマネージャーから施設の不調がある場合即時に連絡があり、担当が現地確認あるいは写真で確認をし、参考見積を依頼し予算の確保を行う。指定管理者執行の修繕については完了後現地確認、市執行の修繕については担当が工事監督職員の為、材料検査及び完了検査にて履行確認している。式場等の待合室の空調設備が不調になったとの報告を受け5月14日現地確認をし、修繕工事終了後6月28日に履行確認を行うなど、月に一度以上は現地を訪問している。

直近の損益計算書の確認により、経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有していると認められる。
総合的に見て、適正に管理運営がされていると評価する。